

志摩市政策審議会条例の制定について

1. 条例を制定する理由

令和8年度を始期とする新たな総合計画において、総合計画・地方創生総合戦略・行政改革大綱の内容を一体化したことを踏まえ、政策関係の審議会を整理統合し、新たに「志摩市政策審議会」を設置する条例を制定します。

2. 制定する条例の要点

- 条例を制定し、総合計画や地方創生、行政改革の推進に関する新たな審議会を設置します。
- 新たな審議会の設置に伴い、総合政策課が所管する政策関係の審議会を整理統合し、志摩市地方創生審議会条例等の関連条例を廃止します（附則）。
- 条例の制定及び関連条例の廃止に伴い、志摩市総合計画条例等の関係する条例の一部改正を行います（附則）。

3. 制定による効果等

本条例の制定により、政策関係の審議会を整理統合することで、これまでそれぞれ個別に審議していた総合計画・地方創生・行政改革の方向性について一体的に審議することが可能となります。

志摩市総合計画条例(令和2年志摩市条例第22号)新旧対照表 (附則による改正)

現行	改正後 (案)
(議会の議決) <u>第5条</u> (略) (公表) <u>第6条</u> (略) (志摩市総合計画審議会の設置) <u>第7条</u> 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な事項を調査審議するため、志摩市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (審議会の組織) <u>第8条</u> 審議会は、委員20人以内で組織する。 <u>2</u> 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 (1) <u>公共的団体等の役職員</u> (2) <u>識見を有する者</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める</u>	(政策審議会への諮問) <u>第5条</u> 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、志摩市政策審議会条例(令和8年志摩市条例第●号)第1条に規定する志摩市政策審議会に諮問するものとする。 (議会の議決) <u>第6条</u> (略) (公表) <u>第7条</u> (略)

者

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命のあった日から総合計画決定の日までとする。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第12条 審議会は、審議のために必要があると認めるときは、市の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

(委任)

第13条 (略)

第8条 (略)

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年志摩市条例第48号)新旧対照表 (附則による改正)

現行			改正後 (案)		
別表(第1条、第2条関係)			別表(第1条、第2条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総合計画審議会委員	日額 7,000円	〃	政策審議会委員	日額 7,000円	〃
地方創生審議会委員	日額 7,000円	〃	(略)	(略)	(略)
行政改革推進委員会委員	日額 7,000円	〃			
(略)	(略)	(略)			
備考 1・2 略			備考 1・2 略		